独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第九号等に規定する厚生労働大臣の定める者の一部を改正する件の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令 和 7 年 12 月
厚 生 労 働 省

今般制定された、独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第九号等に規定する厚生労働大臣の定める者の一部を改正する件（令和７年厚生労働省告示第316号）は、令和７年度の補正予算が、下記の内容を含め成立したことから、独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第九号等に規定する厚生労働大臣の定める者（平成15年厚生労働省告示第330号）の改正を行うものであり、行政手続法（平成５年法律第88号）第39条第４項第３号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

・独立行政法人福祉医療機構による物価高騰の影響を受けた施設等に対する長期運転資金の貸付けについて、厚生労働大臣が指定訪問看護事業者として適当であると認定した者であって営利を目的とする法人を対象者に追加する。

※　行政手続法（平成５年法律第88号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

２・３　（略）

４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一・二　（略）

三　予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき。

四～八　（略）

担当：厚生労働省　医政局医療経営支援課